



2026年2月2日
株式会社京樽

ノロウイルスによる食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

このたび、当社が運営する「京樽・スシロー 西荻窪店」（東京都杉並区）の京樽商品において、ノロウイルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。発症されたお客さまとそのご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客さま、及び今後当該店舗をご利用予定の皆さまに対しましても、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

2026年1月2日及び3日に当該店舗にて調理・販売した京樽商品をご購入された5グループ11名が下痢、腹痛、おう吐、発熱等の症状を発症していることが確認されました。所轄保健所の調査の結果、お客さま3名および従業員2名からノロウイルスが検出され、当該店舗を原因とする食中毒であると判断されました。この事態を受け、2月2日付で所轄保健所より当該店舗に対して営業停止の処分を受けました。

2. 行政処分の内容について

- ・ 処分店舗：京樽・スシロー 西荻窪店（住所：東京都杉並区西荻南3丁目24番1号）
- ・ 所轄保健所：東京都杉並区杉並保健所
- ・ 処分年月日：2026年2月2日
- ・ 処分の理由：食品衛生法第6条第3号に違反したため
- ・ 処分の内容：2026年2月2日(月)から2月4日(水)までの3日間の営業停止
- ・ 病因物質：ノロウイルス

3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

当社では、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の整備を推進しておりますが、このたびはこのような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当社としましては、今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては所轄保健所の指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、全従業員の衛生管理意識の向上及び衛生管理の実施・徹底により、改めて以下の通りの対策を講じ、食の安全・安心の確保に努めてまいります所存です。

- (1) 当社の従業員に対する食材保管時及び調理時の衛生管理の再徹底
- (2) 当社の従業員の健康管理チェックの再徹底
- (3) 上記を含めた衛生管理マニュアルの遵守徹底

本件に関するお問合せ先

(報道関係の方はこちら)

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES 広報室広報課

電話：06-6368-1063 (土日祝除く平日 10～17 時)

メール： press@food-and-life.co.jp

(お客さまはこちら)

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES カスタマーサポート課

電話：0120-540-340 (土日祝除く平日 10～17 時)

メール： cs@food-and-life.co.jp